平成２２年（フ）第１９号
岡山県津山市東田辺334番地３
債務者　八木　誠二
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後３時
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第４５０号
広島県福山市神辺町字上御領318番地１　メゾンラピス305、旧住所広島県福山市神辺町字道上671番地２　レ・コルニオーロ201号
債務者　谷辺　浩史
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１３２０号
東京都三鷹市新川４丁目25番９―308号
債務者　片桐　　敬
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５７号
東京都武蔵村山市本町１丁目３番地の１シティーコーポパルナス武蔵村山406号
債務者　藤野　浩二
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５８号
東京都東村山市美住町１丁目４番地１グリーンタウン美住一番街７―406
債務者　平田　正司
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９０号
東京都八王子市北野町524番地23アブニール北野206号
債務者　児玉　和保
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１号
東京都青梅市河辺町５丁目22番地の３ハイツ日住103
債務者　川俣　光代
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４０６号
愛知県豊橋市中野町字平北28番地２―４―304
債務者　杉浦　和美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４１２号
愛知県新城市石田字黒坂３番地　レオパレス黒坂103
債務者　國吉　幸博
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２１２４号
東京都八王子市横川町1039
債務者　村下ふみ代
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２号
沖縄県沖縄市比屋根６丁目35番32号
債務者　川満　政美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１１号
沖縄県中頭郡中城村字当間63番地３　パシフィックマンション301号
債務者　奥平　佳子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１８号
山口県下松市藤光町１丁目14番１号、前住所山口県周南市大字大河内903番地の48
債務者　友弘ミドリ
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２２号
山口県周南市平原町８番60号　サンシティ平原102号
債務者　冨田　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１５１５号
東京都西東京市南町１丁目２番17―309号
債務者　小林紅美子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部